環境保全型農業直接支払交付金　事務負担軽減の取組

○　農業者及び地方公共団体の事務負担軽減を図るため、令和2年度に以下の取組を実施

１．国際水準の有機農業「参加型確認手法」試行導入

国際水準の有機農業では、有機JAS認証の取得者を除いて取組の現地確認が必要だが、市町村職員に代えて取組農業者同士で現地確認を実施することを可能とする「参加型確認手法」を令和２年度に試行導入。

導入市町村・農業者への聞き取りに基づき参加型確認手法導入の効果を評価し、令和３年度以降の継続について検討する予定。

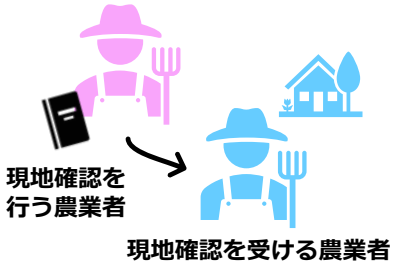

２．事務手続きの電子化（農林水産省共通申請サービス※参考資料３の導入）

農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画（令和２年３月２７日決定）

農林漁業者等の申請者が、各種行政手続等をオンラインで行える共通申請サービスを構築し、令和３年度から本格運用を開始する。令和４年度中には、原則として農林漁業者等の申請者から農林水産省が受ける全ての行政手続等をオンラインで申請できるようにする。

環境保全型農業直接支払交付金の対応スケジュール

＜令和２年度＞	申請画面設計	環境保全型農業直接支払交付金の事務手続きを共通申請サービス上に実装
＜令和３年度＞	試行運用	10市町村を対象として試行運用を実施。各市町村で農業者団体を1団体選定し、共通申請サービス導入による効果の検証、申請画面の改善等を実施。
＜令和４年度＞	全国運用	全国を対象として運用開始。
＜令和5年度～＞	更なる機能拡充の検討	GISや衛星画像との連携等、共通申請サービスの機能拡張に対応したシステム開発の検討により、申請者の利便性の向上及び都道府県、市町村の担当者の更なる事務負担の軽減を図る。